

知的障害のあるわが子の療育手帳利用に対する母親の思いに関する一考察

—療育手帳の取得・活用への意味づけを中心に—

立命館大学 中元 航平 (009858)

キーワード：知的障害のある子どもの母親、障害者手帳(療育手帳)、障害者手帳中心主義

1. 研究目的

日本の障害者施策における障害者の定義は、制度ごとに異なりがあり、多元的な定義がとられている。だが実際の障害者施策の運用においては、「障害者手帳保持者＝障害者」という定義が重視され、障害者手帳保持者を制度的な「障害者」の中心に据えた「障害者手帳中心主義」の下で制度が実施されている（中川 2013）。

障害者手帳の取得は、税金や公共交通機関利用料の減免、障害者求人への応募、障害者職業能力開発校の受験資格等の様々な恩恵を障害者にもたらす。だが、例えば知的障害のある子どもの保護者の中には、療育手帳（知的障害者に交付される障害者手帳）が「知的障害者というレッテル」として機能し、わが子が差別される原因として捉え、そのためにわが子の療育手帳取得に踏み切れない保護者の存在が指摘されている（山田 1995）。けれどもその一方で、障害者雇用を引き合いに出せば、日本において障害者雇用率の算定対象となる障害者は原則として障害者手帳所持者に限られており、中にはこれまで一般就労を目指すも叶わなかった発達障害の当事者が、障害者雇用で働ける望みを障害者手帳に託して取得に至る姿も明らかとなっている（平野 2014）。

以上をふまれば、知的障害のある子どもの母親が様々な将来不安を持つ（紫藤・松田 2010）中、療育手帳の取得という行為は、わが子の学校教育や就労の場面等に何らかの影響を及ぼし、またそれは親子の生活史上においても重要な意味をもつことが想定される。そこで本研究では、知的障害のある子どもをもつ母親が、わが子の療育手帳の取得やその活用に対してどのような意味づけを行っているのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

知的障害のあるわが子の療育手帳の取得やその活用に対する意味づけがどのようになされているのかという視点から、知的障害のある子どもをもつ母親4名に、ライフヒストリー法に基づく半構造化インタビューを行った。インタビューでは子どもの子育て経験や療育手帳を取得した経緯、親子の将来展望等を尋ねた。

3. 倫理的配慮

本研究は大阪大学大学院人間科学研究科社会・人間系研究倫理委員会による承認を受け（受付番号：2020011）、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した上で実施した。なお、本研究において開示すべき COI 関係はない。

4. 研究結果

子どもの療育手帳の取得時期については、幼少期に取得したケース、学齢期に取得したケース、成人期に取得したケースと様々であった。幼少期に取得したケースでは、当初はわが子に何らかの障害の疑いをもちながらも、それを「認めたくない」という気持ちから取得しなかったが、わが子に対して日々募る不安の増大や周囲の人々からの勧めをきっかけに取得に至っていた。学齢期に取得したケースでは、わが子の高等支援学校受験に際して障害等級の提示が必要となり、そのために療育手帳の取得に至っていた。成人期に取得したケースでは、わが子が特例子会社での就職を目指す際に、採用条件として「障害者手帳の所持」があり、そこでの就職のために療育手帳の取得に至っていた。

また、わが子が幼少期に療育手帳を取得した母親の中には、療育手帳による公共施設利用での障害者割引を例にとりながら、わが子に療育手帳のことを「魔法の手帳」と教え、療育手帳に対して積極的に肯定的な意味づけを行う者が存在した。他方で、わが子が成人期に療育手帳を取得した母親のケースでは、わが子の療育手帳の取得に対して夫と賛否が分かれ、一時夫婦間で「小競り合い」となったが、支援者による助言や介入等を経て最終的に取得に至っていたことが明らかとなった。

5. 考察

障害者手帳中心主義（中川 2013）を基調とする日本の障害者施策下では、療育手帳は「知的障害者というレッテル」として機能しうる（山田 1995）一方で、障害者雇用や特別支援学校の受験の場面ではその所持が要件となる。こうしたことから知的障害のある子どもの母親は、わが子の療育手帳の取得や活用に様々な思いを抱えている。その中で母親は療育手帳に対する社会からの否定的な眼差しと取得・活用による恩恵の双方を勘案しつつ、わが子の現在や将来の生活に療育手帳の存在が肯定的な意味をもつよう、そこに戦略的に意味づけを行いながら、わが子や周囲の人々に対峙していると考えられる。

廣野（2021：41）は障害者支援において、「手帳等ではなく医師の診断書や現在の困りごとに関する調査で現在以上のサービスを利用できるようにすること」や「障害を強調しないで支援する」方策の重要性を提起している。この議論や本研究の成果をふまれば、障害者福祉研究においては、障害者手帳が「レッテル」（山田 1995）として機能しうる「障害者手帳中心主義」（中川 2013）に基づいた日本の障害者施策の現状を相対化する視点や、障害者手帳の有無に関して障害者本人やその家族が経験してきた社会的困難を捉える視座の積極的な導入が必要であることが示唆される。

<参考文献>

- 平野郁子(2014)「発達障害のある人が障害者手帳をもって生きる体験——青年期以降に診断を受けた取得者へのインタビューから」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』120, 1-22.
- 廣野俊輔(2021)「第1章 障害者と非障害者——すべての人が『障害』をもちうる事を前提とした仕組みの必要性」
 椋野美智子編『福祉政策とソーシャルワークをつなぐ——生活困窮者自立支援制度から考える』ミネルヴァ書房, 23-45.
- 中川純(2013)「障害者雇用促進法の差別禁止条項における『障害者』の概念」『季刊労働法』243, 10-24.
- 紫藤恵美・松田修(2010)「知的障害児の母親の将来不安に関する研究」『東京学芸大学紀要 総合教育学系』61(1), 205-212.
- 山田純子(1995)「軽度知的障害者に対する自己理解援助のプログラム」『職業リハビリテーション』8, 1-7.